２　前項第五号に掲げる事項は、当該継続的関与が軽微な場合には、注記を省略することができる。

３　当中間連結会計期間における個々の事業分離に係る取引に重要性は乏しいが、当中間連結会計期間における複数の事業分離に係る取引全体に重要性がある場合には、第一項の規定にかかわらず、同項第一号及び第二号に掲げる事項を当該事業分離に係る取引全体について注記しなければならない。

（事業分離における分離先企業の注記）

**第百十八条**　分離先企業は、事業分離が企業結合に該当しない場合は、次に掲げる事項を注記しなければならない。

一　取引の概要

二　実施した会計処理の概要

三　分離元企業から引き継いだ資産、負債及び純資産の内訳

（子会社の企業結合の注記）

**第百十九条**　第十五条の十八の規定は、子会社の企業結合について準用する。この場合において、同条第一項中「連結財務諸表提出会社」とあるのは「第一種中間連結財務諸表提出会社」と、「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と、同項第四号中「連結損益計算書」とあるのは「中間連結損益計算書」と、同条第三項中「連結会計年度」とあるのは「中間連結会計期間」と読み替えるものとする。

（継続企業の前提に関する注記）

**第百二十条**　財務諸表等規則第百四十九条の規定は、第一種中間連結財務諸表提出会社について準用する。この場合において、同条中「中間貸借対照表日」とあるのは「中間連結決算日」と、同条第四号中「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（収益認識に関する注記）

**第百二十一条**　財務諸表等規則第百五十二条の規定は、顧客との契約から生じる収益について準用する。この場合において、同条第一項中「中間会計期間」とあるのは「中間連結会計期間」と、「第一種中間財務諸表」とあるのは「第一種中間連結財務諸表」と読み替えるものとする。

（注記の方法）

**第百二十二条**　第百一条から第百七条までの規定による注記は、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。

２　この編（第百一条から第百七条までを除く。）の規定による注記は、第百一条から第百七条までの規定による注記の次に記載しなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

一　第百一条から第百七条までの規定による注記と関係がある事項について、これと併せて記載を行つた場合

二　脚注（当該注記に係る事項が記載されている第一種中間連結財務諸表中の表又は計算書の末尾に記載することをいう。）として記載することが適当と認められるものについて、当該記載を行つた場合

３　第百二十条の規定による注記は、前項の規定にかかわらず、中間連結キャッシュ・フロー計算書の次に記載しなければならない。